

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	附 則（令和7年5月7日企営第155500000646号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和7年5月9日から実施します。 （経過措置） 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引） 第3条 当社は、令和7年5月9日から令和7年6月30日までの間にメニュー5に係るI P通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー5に係るI P通信網契約者から契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求又は品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を令和7年5月9日から令和7年6月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があり、当社がその申出を承諾した場合であって令和7年11月30日までに当社がその契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を行ったときは、料金表第2表第2の1(6)のウに定める割増工事費については適用しません。 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、企営第155500000296号（令和6年3月25日）の附則第10項並びに企営第155500000348号（令和6年5月24日）の附則第4条第2項及び第5条第3項の規定にかかわらず、前項の規定を適用します。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 5 月 7 日企営第155500000646号） （実施期日） 第 1 条 この改正規定は、令和 7 年 5 月 9 日から実施します。 （経過措置） 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引） 第 3 条 当社は、令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間に第 1 種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又は第 1 種契約者から契約者回線の移転の請求又は品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線の設置、移転又は品目等の変更に関する工事を令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であり、当社がその申出を承諾した場合であって令和 7 年 11 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を行ったときは、料金表第 2 表第 1 の 1 (6) のウに定める割増工事費については適用しません。 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、企営第 155500000296 号（令和 6 年 3 月 25 日）の附則第 5 項の規定にかかわらず、前項の規定を適用します。